

## 令和5年度に向けた取組について

### 1 空家等実態調査の実施準備

現在把握している町内の空家等の件数は、平成29年6~9月に実施した実態調査結果に基づくものとなっています。実態調査から年数が経過し、新たに空家等となっている建物も想定されることから、令和5年度に実態調査を実施することで準備をしています。

### 2 空家等除却事業補助金の見直し

当該事業は国庫補助（空き家対策総合支援事業）を活用し実施しております。国庫補助活用による制限等もありますが、より実効性のある制度とするため、補助対象となる不良住宅の判定基準や物件の用途区分など、これまでの状況や近隣自治体の動向を把握し、町内における空家等対策の優先度を考慮しながら令和5年度に向けて見直しを行います。

#### 【現行制度の概要】

	一般型	新築型
主な要件	解体した後、更地にするもの	解体した後、更地にし、2年以内に跡地に住宅を新築するもの
補助額	除却費用の1/2（最大50万円）	除却費用の4/5（最大100万円）
対象者	個人とし、以下の全てに該当する者（居住地は町内外問わない） <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者又はその相続人</li> <li>・町税等を滞納していない者（町外者は除く）</li> <li>・暴力団又は暴力団員若しくは暴力団関係事業者に関係していない者</li> </ul>	
対象空家	<b>【共通事項】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年以上使用されていないもの（水道の使用状況等で確認）</li> <li>・美幌町都市計画区域内に所在するもの</li> <li>・一戸建ての住宅（店舗や事務所などの業務用や賃貸用として使用されていた住宅は除く）</li> </ul>	
	現地調査の結果、住宅地区改良法に基づく「不良住宅」と判定されたもの	昭和56年5月31日以前に建築されたもの（旧耐震基準）

### 3 空き家利活用補助制度の継続・見直し

令和4年度に空き家の有効活用及び移住交流の促進を目的として、「**空き家活用移住体験住宅整備事業補助金**」を新設しました。更なる空き家の有効活用を図るためにも制度を継続し、現行制度の見直しを検討します。

#### 【現行制度の概要】

主な要件	工事完了の翌年度から起算して10年間美幌町移住体験住宅として活用インターネット環境を整備した住宅であること
補助額	工事費の2/3（最大 <b>500万円</b> ）
対象者	町内に在住する個人または事業所等を有する法人で、以下のいずれかに該当する住宅として整備・活用される方 ・借地借家法に基づき賃貸される家電家具付き住宅（マンスリー賃貸物件） ・住宅宿泊事業法に基づき宿泊料を受けて宿泊させる家電家具付き住宅（民泊物件） ・旅館業法に基づき宿泊料を受けて宿泊させる家電家具付き住宅（民泊物件）
対象空家	1年以上使用されていないもの（水道の使用状況等で確認）
採択優先度が 高い事業	・旅館業法に基づき宿泊料を受けて宿泊させる家電家具付き住宅（民泊物件） ・都市計画域外の農村地域にある住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅（旧耐震基準）
採択優先度が 低い事業	・令和2年度に実施した美幌町移住体験住宅整備促進事業補助金により交付決定を受けた方